

◎佐賀県条例第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第6（第24条関係）			別表第6（第24条関係）		
納付義務者	区分	額	納付義務者	区分	額
1～4の2 略			1～4の2 略		
5 法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者		<u>11,000円</u>	5 法第9条第1項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者		<u>9,900円</u>
6・7 略			6・7 略		
8 法第10条の2第1項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者		<u>15,000円</u>	8 法第10条の2第1項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者		<u>13,000円</u>
9～26 略			9～26 略		
備考			備考		
1～7 略			1～7 略		
8 8の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定			8 8の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定		

改正前	改正後
<p>を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から<u>3,300円</u>を減じた額とする。</p> <p>9 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ18の項の右欄に定める額から<u>8,000円</u>を減じた額とする。</p> <p>10～14 略</p>	<p>を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から<u>3,000円</u>を減じた額とする。</p> <p>9 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ18の項の右欄に定める額から<u>8,700円</u>を減じた額とする。</p> <p>10～14 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。